

資 料

キム・クワンスウン

「マルクスの『アジア的土地所有形態』と
『封建的土地国有制』に関する諸問題」

（朝鮮民主主義人民共和国社会科学院経済研究所『経
済研究』一九六四年第三号 通巻第三八号 所収）

〔解説〕 マルクスの「アジア的生産様式」論については、戦前より主として二つの問題をふまえて研究がすすめられてきた。そのひとつは、二〇世紀帝国主義の段階におけるアジア諸国の経済的発展の停滞性が、はたして「アジア的生産様式」の内在的原因によってひきおこされたものか、それとも帝国主義のアジア諸国にたいする植民地的支配の結果ひきおこされたものか、というすぐれて実践的な課題、もうひとつは、それと関連して、そもそもマルクスのいう「アジア的生産様式」とは、アジア諸国における原始共同体、奴隸制、封建制のすべて、またはそのいずれの社会経済構成体を想定したものなのか、という経済の継起的段階を画定する課題であった。これらの課題の解明に、組織的に寄与したのは、中国における国民革命の一时的挫折と関連して、コミンテルンの指導のもとに、各国の学者・研究者をあつめてひらかれた、ゴードス司会の「アジア的生産様式」にかんす

る討論集会であった。ゴードスは討論の総括にあたって、(1)マルクスの展開した「アジア的生産様式」とは、アジアにおける奴隷制生産様式に限定されること、(2)二〇世紀におけるアジア諸国経済の停滞性は、帝国主義の植民地的支配の結果ともたらされたものであること、したがってK・A・ウィットフォーゲルの主張するがごとき東洋社会の停滞性にかんする超歴史的な地理的唯物論は帝国主義の植民地主義を合理化する弁護論である、との結論をくだした。ゴードスの総括は、その後における「アジア的生産様式」の研究に基本的方向付けをあたえた点で重要な意義と役割をはたしたのであるが、もちろんこれでその研究に終止符がうたれたというのではない。その後における研究は、マルクスの『資本論』草稿におさめられた「資本主義的生産に先行する諸形態」の発表とかんれんして、マルクスの「アジア的生産様式」の理論にかんする文献考証やアジア諸国における奴隷制の研究への適用、さらにまたウィットフォーゲルの近著『東洋的専制主義』(K. A. Wittfogel: Oriental Despotism. 1957)によって代表される植民地主義弁護論の再版等々、多彩な展開にあらわれている。

ここに島田斉一君をわずらわして訳載したキム・クワンズウン(金光淳)氏の小論は、日韓併合後、日本帝国主義が朝鮮でおこなった土地収奪を客観的に弁護する役割をはたしてきた、「封建的土地国有制」の理論(誤れる「アジア的生産様式」論の適用)にたいして痛烈な批判を試みた出色の論文であり、日韓条約が締結された今日、その現代史的意義はきわめて大きいといわなければならないが、もちろんそれだけでなく、理論的には、東洋的国家地代Ⅱ租税とアジア的生産様式との内的連関・封建制のもとでの地代と租税との一般的範疇区分、高麗・李朝初期における土地国有制の評価、および李朝以降における日本帝国主義の土地収奪と「封建的土地国有制」理論とのむすびつき、等々について、きわめて貴重な指摘と展開をこころみている。

ついでながら、キム・クワンズウン(金光淳)氏の論致について、マルクスの「アジア的生産様式」論の理解のうえで、一、三氣付いた点にふれておけば、キム氏がアジアにおける総括的奴隸制のもとでの奴隸が征服戦争によってもたらされた戦争捕虜からなるとしているのは、あきらかに、古代ローマ的奴隸制とアジア的奴隸制との混同から生じた誤解であるようにおもわれる。マルクスがすでに『先行する諸形態』であきらかにしているように、アジア的奴隸制のもとでは、小共同体内部における農業と工業との未分離の一体性 (indifferente Einheit) のもとでの自給経済、再生産と剰余生産のすべての諸条件を共同体のなかにもち、そして、アジアでの「土地の無所有制」(すなわち、専制君主自身が上位共同体の所有を一身に体现しており、下位小共同体の個々人は土地占有者である。したがって、排他的な本来の私的所有にまで、土地所有制がまだ分解していない) のもとでは、土地所有と農業が排他的に優勢であったヨーロッパの古典古代的奴隸制の場合のように征服戦争が必須の条件とはならなかった。アジアとヨーロッパとの奴隸制の特殊性もまた、そこにあるのである。もちろん、B・C二五〇〇年代の古代スメールにおいても、たとえばラガッシュ国を中心として、小都市国家間にくたびか戦争がくりかえされたけれども、その戦争の主たる目的は、戦争捕虜のかくどくにあったのではなく、運河をはさむ国境線画定のための紛争の解決や唯一の専制君主による小都市国家の統合にあった。当時、交戦国は濠や運河の破壊による相手国農業の衰退を、敵の戦力を破砕するもつとも有効な戦術と考えていたのである。

さて、もうひとつの問題にかんして、キム氏は「アジア的生産様式」をアジアにおける奴隸制にのみかかわらしめているが、そして、そのことは「封建的土地国有制」を批判するかぎりでは基本的に正しいとしても、キム氏自身がふれているように、ヨーロッパ封建制とアジア封建制との特殊性の比較研究を必要とするかぎり、アジ

ア諸国における封建制の特性をあきらかにするにあたって、アジア的生産様式の遺制（基本的には解体していても）がなお残存していないかどうかについての検証が必要となるであろう。マルクスが十九世紀に「アジア的生産様式」を研究したとき彼の念頭にあった実践的課題は、彼の往復書簡やニューヨーク・ヘラルド・トリビューンへの寄稿にみられるように、イギリス資本主義がインドに滲透した時代のインド封建制のもとの「アジア的生産様式」の遺制、たとえば治水灌漑事業とそのため为国家予算がインド農業にもつ意義と役割、古来の自給自足的村落共同体の残存、および封建の大地主階級ジャギルダールとならんで旧徴税吏から成り上ったザミンダリー、ライヨットワリー、マルクザリー等々、村落共同体またはその首長の地主への成長転化などについて、言及している点をどう評価したらよいか。

マルクスはもちろんアジア的生産様式がアジアの封建制にそのままひきつがれるとは考えていなかった。彼はアジア的生産様式に総括的奴隷制のなかに胚胎する矛盾をファーマメントとして、奴隷制がアジア諸国においても徐々に解体するであろうことも想定している。したがって封建的領土的土所有がやがて支配的となるとしても、それがアジア的生産様式の遺制のうえに形成されるとすれば、それは、なんらかのかたちで封建的生産様式の分解をおくらせる制約条件となるのであって、マルクスの念頭にあったのは、そうしたアジア的遺制と関連して、十九世紀におけるヨーロッパ世界とアジア世界との社会経済構成体の発展の不均等性が、その後におこる植民地・民族問題の歴史的前提をなす、ということであった。

もしそうだとすれば、アジア諸国における封建制の特殊性については、マルクスの「アジア的生産様式」論との関連においてなお今後の研究課題としてのごさされているとみなさなければならぬであろう。

なお、当経済学部共同研究会において、紹介された本訳稿をめぐって意見交換がおこなわれたが、席上つぎのような諸点が指摘されたことを付記しておく。

- (1) アジア（とくに朝鮮）における奴隸制より封建制への発展過程はどうすんだか。
 - (2) 朝鮮における農奴制のもとでの農奴の状態（村落共同体の残存の有無、農奴の土地占有の仕方）。
 - (3) 李王家の領土的土地所有と国有地との統計的研究。
 - (4) 封建制のもとでの地代と租税との分離について。
- （手島正毅）



「アジア的土地所有形態」にかんするマルクスの理論を正確に理解することは、わが国を含めたアジア諸国の土地所有制度の歴史的發展を考察する際に、方法論的意義をもっている。

わが国の一部の学者のあいだでは、朝鮮の封建制度のもとでの土地所有関係を研究するにあたって、マルクスの「アジア的形態」にかんする理論を図式的に適用しようとする試みがあったし、また外国の一部の学者たちも、わが国の封建制度について研究する場合、いわゆる「アジア的封建制度」にかんする誤った理論に依拠していた。彼らは、「アジア的生産様式」の遺制によって特徴的な変容をうけるようになった

封建制度という意味で、朝鮮・中国・印度・日本などの封建制度を「アジア的封建制度」に一括する論者の見解に追随しているのである。

もちろん、朝鮮をふくむ一連のアジア諸国における封建制度は、ヨーロッパ諸国のそれと区別される一連の特殊性をもっている。しかし、こうした特殊性はいわゆる「アジア的封建制度」の理論によっては正当に説明しえない。なぜならばこの理論はアジア諸国に対して多くの偏見と非科学的な「仮説」から出発しているからである。のみならず、アジア諸国の内部でも朝鮮と中国、日本と印度とのあいだにはたがいに相違点をもっている。これらの国を「アジア的封建制度」

という名の下にひとまとめにしてしまうことは、これら諸國の封建制度を個々の國べつに具体的に研究できないようにしてしまうのである。

—

マルクスは「アジア的土地所有形態」について一連の労作のなかで説明をあたえている。なかんづく重要なものは「資本主義的生産に先行する諸形態」(一八五七—一八五八年執筆)、『資本論』(第三卷第六編第四十七章)、『経済学批判』などであり、またエンゲルスとの一連の往復書翰のなかでこのことについて意見を交換している。エンゲルスもまた『反デューリング論』その他の著作で同問題について言及している。

マルクスは、『資本主義的生産に先行する諸形態』(以下『諸形態』と略す)、『経済学批判』序文および『資本論』などにおいて、古代東方社会(エジプト、バビロニア、印度など)を「古代アジア」または「アジア社会」とよんでいる。マルクスはアジア社会の経済構造を説明するカギを、その土地所有関係の分析にもとめたのであって、彼は『諸形態』で

金光淳「マルクスの『アジア的土地所有形態』と『封建的土地国有制』に関する諸問題」一一一(六六五)

土地所有のアジア的形態の特殊性を詳細に解明している。このアジア的形態は、共同体の集团的土地所有が基礎になっており、共同体から区別される個々人の所有は存在しない。共同体の成員は、共同財産の共同占有者であり、特定の土地区画の世襲的占有者である。しかし、これは原始共同体的共同所有形態とは区別される相違点をもっている。「アジア的形態」では、個々の共同体ならびにその土地は一つの大きな集団に統合されており、「これらすべての小さな集団のうえにそびえ立っている総括的統一体が最高の所有者であるいは唯一の所有者として現われるのであり、そのために現実の共同体は世襲的な占有者としてのみ現われる場合がありうるようになる」^註〔諸形態〕(K. Marx, Grundrisse der kritischen politischen Ökonomie, Dietz Verlag 1953, S. 376, 手島正義訳『資本主義的生産に先行する諸形態』国民文庫 一九六三年一〇頁)。こうした総括的統一体は専制君主によって代表されていた。

〔訳注〕マルクスの原文では、「集団」は「共同団体」(Gemein Wesen)、「最高の所有者は」上位の所有者」(der höhere Eigentümer)、「現われる場合がありうる

よくなる」は「現われる」となっている。

こうした総括的統一(国家)が出現するようになったのは、古代東洋諸国における原始的農業の特殊な諸条件、なかならず自然的地理的諸条件に制約された複雑な灌漑体系の存在と関連していたのである。

これらの諸国での灌がい・農業の発生・発展は、より生産性の高い労働力を要求したのであって、当時の低い生産力の発展水準では、複雑な灌がいは個人や、あるいは個別の家族や氏族またはその小さな連合だけでは到底処理しえない仕事であった。そこから、小さい共同体の枠を越えて広範な基礎のうえに総括的統一が形成される必然性がうまれたのである。このような総括的統一は、灌がい・農業が要求する大量の労働力を供給する源泉を征服戦争にもとめるようになり、そして捕虜奴隷をこれに適用するようになった。^{訳注}

多くの奴隷を使役し服従させるために国家権力装置はより一層整備・強化されたが、この時代の奴隷は、まだ個人や個人的家族的所有にはなりえず、総括的統一を人格化した者の財産になっていたのである。総括的奴隷制度が発展するようになったけれども、こうした初期の奴隷制に対応する政治形

態が東洋的専制主義であったのである。マルクスは『諸形態』のなかでつぎのように言っている。すなわち、「東洋的専制主義との専制主義のばあいに法制上存在するように見える無所有とのただなかでは、実際にはこの種族所有、または共同体所有が基礎として存在しているのであって、この所有は多くのばあい、小さな共同体内部の工業と農業との結合によってつくりだされ…」[K. Marx, Grundrisse…: S. 377, 手島訳『…諸形態』一一頁]。

〔訳注〕この点については本稿冒頭の「解題」を参照。なお、K. Marx, Grundrisse…: S. 392, 手島訳『…諸形態』四〇頁、同訳書(「訳者ノート」)一四四頁をも参照のこと。

ここで明らかのように東洋的専制主義は、その基礎として「アジア的土地所有形態」をもっており、この専制主義の下では土地の私的所有が発展しえなかった。専制君主は一さいの政治権力と経済力を自己の手中に掌握して、無制限な専制政治を実施し、直接的生産者の剰余生産物を全部収奪したのである。

「共同体の剰余労働部分は、けっきよくは一種の人物とし

て存在する最高の集団に帰属する」(『諸形態』) [K. Marx, Grundrisse, S. 377, 手島訳「…諸形態」一一頁]。

〔訳注〕マルクスの原文では、「共同体の剰余労働部分」は「その(小共同体の)剰余労働の一部分」、「一種の人物として」は「人格として」(als Brson)、「最高の集団」は「上位の共同社会」(die höhere Gemeinschaft)となっている。なお、キム氏はこの研究にあたって若干の見おとしがあったように思われる。すなわち氏は小さな諸共同体の剰余労働部分を上位の統一体が全部収奪するものと解釈しているようだが、マルクスは上掲引用文についてそうした収奪は「貢納」とか「共同労働」の形をとると言ったあと、小共同体つまり下位の共同体の「独立併存」ばかりでなく、その成員である個人が彼の分有地で家族とともに独立して生産することもあることを認めている。だから、統一体が収奪するのはばあいによっては下位の諸共同体の剰余労働の一部分ではなからうか。「アジアの形態」は、不可避的にもっとも頑強に、もっとも長く維持される。「その根拠はこの形態の前提の中にある。すなわち、個々人が共同体にたいして自立していないこと、

金光淳「マルクスの『アジア的土地所有形態』と『封建的土地国有制』に関する諸問題」一一三(六六七)

生産の規模が自己生存の保障のみを目的としていること [Selbsterhaltender Kreis der Produktion]「農業と手工業が一つに結合されていることなどが、それである」(『諸形態』) [K. Marx, Grundrisse..., S. 386, 手島訳「…諸形態」一九頁]。

マルクスは「アジアの形態」を分析したあと、ついで「古典古代的」(ローマ的)形態と「ゲルマン的」形態を相互に對比しながらその特殊性を叙述し、土地にたいする私的所有の発生・発展の合法的過程をもっとも深く解明している。彼は、ここで明白に「古典的古代」と「アジア」とを対置させている。すなわちマルクスはギリシア・ローマの奴隸制によって代表される「古典古代的奴隸制」と東洋諸国で形成・発展した総体的奴隸制とを明確に区別し、それらの特殊性をそれぞれ規定している。マルクスはまさにこうした見地から『経済学批判』序文で、「われわれは、きわめて概略的に、アジア的、古代的、封建的、および近代資本主義的生産様式を、社会经济構成体の継起的発展の諸段階としてあげることが出来る」と叙述したのである [K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, Dietz Verlag 1951, S. 14, 武田隆夫他訳『経済学批判』岩波文庫一九五七年一四頁]。彼は同序

文でアジア的生産様式と古代的生産様式を区別しており、と同時に、それは両者を異った社会経済構成体としてではなく同一の奴隷所有者的生産様式の変種として規定したものであり、マルクスのこうした区別は、『資本論』第一巻第一章第四節にそのまま受けつがれている。

マルクスは「古代、アジア的、古代的、等々の生産様式においては、生産物の商品への転化は……従属的役割を演じる」と述べている（『資本論』第一巻第一分冊一一〇頁、傍点は筆者）〔K. Marx, Das Kapital, M. E. J.—Institut, Bd. I, S. 85, 長谷部文雄訳『資本論』青木書店 第一分冊一八二頁〕。みられるように、ここでも、マルクスは「古代アジア的」と「古代的」を区別して使いわけしている。

『資本論』第三巻第六編第四十七章でマルクスが与えている「租税と地代との一致」についての命題は、まさに「アジア的古代」と関連するものである。同箇所「アジアでのように国家が土地所有者だとすれば」と言ったさいの、この「アジア」は古代東洋諸国をさすものであり、それは総体的奴隷制を基礎とする初期奴隷制国家を意味するものである〔K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 851, 長谷部訳青木書店

五分冊一一一四頁〕。このように確証できるいま一つの根拠は、『資本論』第三巻第六編の緒論で地代の本質に言及したさい、「この場合所有者がアジア、エジプト等々でのように国家（Gemeinwesen）を代表する人物や、またはこの土地所有が奴隷制度や農奴制度のもとでのように……」といったところでもみることができる（『資本論』第三巻第二分冊二三七頁）。〔K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 684, 長谷部訳青木書店五分冊八九二頁〕。

マルクスはアジア、エジプト等々で国家（ゲマインヴェーゼン）を代表する人物が土地所有者になっている場合をあげているのであって、そのさい彼が共同体を意味する「ゲマインヴェーゼン」を国家として特にそう入していることは、この国家を代表する人物として古代東洋社会の専制君主をさすための意図でしたものと思われる。以上のことからマルクスが同書第六編第四十七章でアジアでは国家が土地所有者であると述べるさいの「アジア」というものが、なにを意味しているかは明らかになったと言えよう。したがって「アジア」についての規定を「アジア的封建国有制」と理解することは誤った解釈であって、「アジア的土地所有形態」は封建的土

地所有に先行する形態であり、その内容はそれぞれ異なるものである。

エンゲルスにあっても、マルクスと同一の思想から「アジア」・「東洋」について言及しているのをみることがができる。

すなわち「共同体または国家が土地所有者となつている東洋全体では、言語に領主 (Grundherr) ということばさえなく」と言っている (『反デューリング論』三〇頁) (F. Engels, Herr eugen Dührings Umwälzung der Wissenschaft 《Anti-Dühring》, Dietz Verlag 1960, S. 215, 邦訳『マルクス・エンゲルス選集』第十四卷大月書店三二二頁)。

そのさい、エンゲルスが言う「東洋」というのは、マルクスが使っている「アジア」と同一の意味で用いているということも多くの説明する必要があるまい。

エンゲルスはべつの個所でもっとはつきりと、「アジア的土地国有制」と「封建的土地所有」とを対置させている。

すなわち「近東 (トルコ、ベルシア、ヒンドスタン) で封建的土地所有にまで到達できなかった原因は、主に土地の状態、ことにサハラからアラビア、ヘルシア、印度およびタタールを経てアジア最高の高地に隣接する大砂漠地帯に条件づ

けられる気候にあると思う」(『マルクス・エンゲルス書簡選集』ロシア語版 七五頁)。

エンゲルスは近東諸国において封建的土地所有が発展しえなかった原因を究明しているのだが、(当時)これらの諸国では封建的土地所有よりも、もっとおくれた土地所有形態が支配していたのである。

以上でマルクスとエンゲルスの諸労作のなかで使っている「アジア」・「東洋」(オリエント)などが、どういう内容をもつものであるかが明らかにされたと見えよう。

マルクスが『諸形態』において「アジア的形態」と対比しつつローマ的、ゲルマン的形態を分析し、土地にたいする私的所有の発生・発展過程を解明したことは、彼の巨大な科学上の貢献の一つである。ここで彼は、集団的 (共同団体的) 訳者) 所有と私的所有とを明確に対置させたのであって、集団的所有のもとでは個々人は占有者にすぎず、土地にたいする私的所有は全く存在しないのであり、「ローマ的形態の場合には国有財産・公有地としての共同体的所有は私的所有から分離されており、ゲルマン人にあつては公有地 (つまり共同体の土地、狩猟地、採草地、採伐林として人民が共同で利用

して分割されていない土地部分）は個人的財産の補充物にすぎない、と指摘している。

マルクスは『経済学批判』で共同体的所有が解体して私的所有が発生する過程について、つぎのような一般的叙述を与えている。

すなわち「アジア的な、ことにインド的な共有形態をもっとくわしく研究してみるならば、自然発生的な共有のさまざまな形態から、その解体のさまざまな形態がどのようにして生ずるかを証明しえよう。こうしてたとえ、ローマ的な共有のさまざまな形態からみちびきだすことができる」（『経済学批判』）[K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, S. 27, 武田他訳岩波文庫三一頁]。

共同体的土地所有形態が解体し、そこから土地にたいする私的所有が出現する過程についてエンゲルスもまた、マルクスと同様につきのように言っている。

すなわち、「商品生産とともに個々人の自己計算による耕作が出現し、その後すぐ、また個人の土地所有が出現した」。「もともと氏族または種族から分与された分割地に対する個々人の所有権は、今やこの土地部分が世襲的財産権として彼

らに属するほど鞏固化された」（『マルクス・エンゲルス選集』第二巻第一分冊五五五頁）。

「完全に自由な土地所有権は、単に差きわりなく無制限に占有する可能性を意味するばかりでなく、それはまた土地を譲渡する可能性をも意味していた。土地が氏族の財産であったあいだは、こうした可能性は存在しなかった」。「しかし新しい土地所有者が、氏族および種族の最高所有権の束縛を最終的に脱したとき、彼はいままで彼を不可分の土地と結合させていた紐帯をも断ちきってしまったのである。これが何を意味するかは、土地私有権と同時に発明された貨幣が彼に教えたことである。土地は、今や販売することができ、しかも抵当にできる商品に転化した。土地所有権が確立されるや、すでに抵当が発明された」（上掲書五五五～五五六頁）。

また、その後エンゲルスは、共同体が解体しそこから私的所有が発生・発展する合法性について、つぎのように言っている。すなわち、「共同体について言うならば、それが可能であるのはその成員間の富の差が少いときにかぎるのである。この差が大きくなるやいなや、若干の成員がより富裕な成員の債務奴隷に転化するやいなや、共同体はもはや存続す

ることができない」（エンゲルスのダニエルソン宛の手紙、一八九三年）。

マルクスとエンゲルスによって解明された土地所有の私的
所有への発展過程にかんする科学的分析は、社会経済の歴史
的発展の一般的合法則性に関連するものである。だから、こ
うした合法則性がヨーロッパとアジアにおいて異った作用を
するものだと、最初から前提してかかることははなはだしい
錯誤である。古代社会や封建社会の経済発展がヨーロッパと
アジアにおいてはそれぞれ相異った合法則性によって規制さ
れるとみるのは、何らの妥当性もない見解である。西ヨーロ
ッパの「東方学者たち」と、彼らと歩調をとにもする現代修
正主義理論家たちは、西洋と東洋とではそれぞれ異った社会
発展法則が作用すると主張しつつ、「東洋社会発展の特殊法
則」を発見するのに熱中している。東洋社会の特殊性を強調
し、特殊な「アジア的封建制度」が存在して、ここでは西洋
とはちがったある特殊な諸法則が作用するとみるのは、けっ
きよくブルジョア「東方学者」の反動的見解に追随すること
を意味する。

そうかといって、われわれはアジア諸国の封建制度がヨー

ロッパ諸国のそれとたがいに相異なる一連の相違点をもって
いることを無視してもよいとは決して思っていない。むしろ、
われわれはアジア諸国の封建制度の発生・発展、そしてその
分解の具体的諸条件を厳格に歴史主義的見地から解明しなけ
ればならない。しかしそれは、どこまでも封建制度発展の一
般的合法則性がアジアにおいてもそのまま貫徹した、という
ことを大前提にすることによってのみなしうえることである。

二

一時、一部の学者のあいだには、いわゆる「アジア的封建
制度」にかんする理論が提唱された。この理論によれば、わ
が国の封建制度の特殊性は中央集権的・官僚的封建制度とい
うところにあり、それは集権的公田制、つまり封建国家によ
る土地国有制をその経済的基礎としている、というのである。

「朝鮮の封建的土地公有形態」にかんする理論は、「土地
国有制は朝鮮におけるアジア的封建制度」の基礎をなしてい
る、という主張に集中的に表現されている。この理論によれ
ば、朝鮮で中央集権的官僚制度は封建国家による土地の集中
——土地にたいする国家的所有と不可分の結合されており、

土地国有制を基礎としてのみ中樞的・官僚的封建制度が中央樹立できるのだ、というのである。一部の学者は、マルクスが『資本論』第三巻第三編第四十七章で展開している、アジアの土地国有制についての規定がそのまま朝鮮に該当するものとみて、「租税と地代との一致」にかんする理論をわが国の封建時代に適用しようとしたのである。

では、この理論の本質がいかなるものであるかを考察することにしてしよう。

はやくもドイツのブルジョア社会学者マックス・ウェバーは、東洋の封建制度について、ここでは特殊的法則が作用するものとみなすところから、東洋社会での封建的領有を認めず、集中化した形態の国家的土地所有・官僚的国家的所有が支配すると主張している。彼は、「官吏の奴隸的支配」・「農民の村落の拘束」・「共同体的隷属」の史実を強調し、こうした「東洋的所有形態」を東洋の農業関係、すなわち灌がいをもたぬ園耕的農業（ガルテン・パウ）をもって説明している。

また、ウィットフォージェルは、彼の「東洋社会の理論」のなかで、やはり東洋的土地所有形態を専制的、官僚的国家的

所有とみている。彼によれば、東洋社会では「国家が剰生産物と用役労働のはるかに多くの最大量を自己の手に集中させる最高かつ最大の領主」であり、ここでの「本質的な社会関係」は「村落的に拘束されているか、または自由農民と絶対的国王および官僚とのそれ」であると云っている。彼にあつてもまた、こうした東洋的土地所有形態を東洋の灌がい農業と超地方的規模の治水事業によって説いている。ウェバーとウィットフォージェルは、「東洋社会」で主に中国を念頭において、中国では「官僚的國家と集中した土地所有形態が再生して封建主義の十分な成熟をみるこゝろができなかった」と主張しており、ここに東洋社会の特殊性をもとめようとしたのである。

ところでわれわれは、日帝の社会学者が朝鮮の封建制度の特殊性を説明するにあたって、ウェバーやウィットフォージェルに依拠していたことをみることができぬ。

たとえば森谷克己は、「高麗初期や李朝初期には土地所有の国家的集中化を図り、封建的要素を混入した専制的、官僚的國家秩序を樹立した」と言っており、「朝鮮では、けっきよ封建的土地所有は十分に開花、成熟しえなかつた」との

結論をひきだしている（『朝鮮社会経済史概論』）。

森谷の見解は、封建国家による土地の集中と中央集権的官僚制度とを結びつける実例の一つである。彼の見解にしたがえば、土地の国家的集中化によってのみ専制的、官僚的封建国家が樹立されるのであり、これは特殊な「アジア的封建国家」であって、ここでは封建的土地所有は成熟できず国家的所有形態にとどまっているという。つまりウィットフォードが「東洋では封建主義が十分に成熟しえなかった」ということを論証しようとしたとすれば、森谷は朝鮮では「封建的土地所有が十分に成熟しえなかった」と主張しているのである。

日帝の御用歴史家である和田一郎は、『朝鮮の土地制度および地稅制度調査報告書』のなかで朝鮮の封建時代の「公田制」支配論を主張しており、多くの日帝御用学者たちは彼の見解に追随している（多くの實際資料を引用できるが、ここでは省略する）。

このようにヨーロッパの「東方学者」や日帝の社会学者・歴史学者たちは、「アジア的封建制度」を土地国有制と結びつけており、朝鮮の封建制度を「アジア的封建国家」に帰属

させている。

このような「アジア的封建国家」理論が、マルクスの「アジア的形態」にかんする理論と何らの共通性もないということとは自明のことである。すでにみたように、マルクスは總体的奴隸制と土地の國家所有を基礎とする東洋的専制主義について分析しており、それはまた土地にたいする共同体的所有を前提にするものである。エンゲルスは、この共同体的土地所有と東洋的専制主義との相互關係について、「個々の共同体相互間のこうした完全な孤立は、全国的に同一ではあるが、しかし共通でない利害關係をつくりだすものであって、それは東洋的専制主義のための自然的基礎をなしている」と言っている（『マルクス・エンゲルス選集』第二卷第一分冊八二頁）。

したがってマルクスが彼の諸著作のなかで展開しているアジア的形態・東洋的専制主義にかんする理論を朝鮮（または中国、日本など）に結びつけて、その諸命題をそのまま適用しようとすることはなんらの根拠もないことである。

マルクスが東洋社会について分析したことを、一〇～一五世紀のわが国の封建制度の特殊性を規定するものとして援用

することはできない。

わが国の封建制度について「中央集権的国家の属性の一つとして、土地国有の原則が貫徹していた」、というある論者の主張についても指摘しないわけにはいかない。論者の見解は、おそらくすでにみたマルクス『資本論』の上記個所（アジア的土地国有について言及しながら）「この場合、国家

は最高の地主である。この場合に主権は、国民的規模で集積した土地所有である。」と言っている命題を曲解した結果であるように思われる（『資本論』第三卷第二分冊四四七頁）。

[K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 841, 長谷部訳 青木書店第五分冊一一一四頁]。

マルクスの命題は、政治的権力が土地にたいする国家的所
有に基礎をおいている、ということの意味する。すなわち、
政治的形態としての東洋的専制主義は土地国有に基礎をおい
ている、という意味に解さねばならないであろう。そう解釈
できる根拠は、マルクスが上の命題を提起したあと、すぐつ
づけてつぎのように言っているところをみればわかる。

「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係……

こそは、つねに、そこにわれわれが全社会的構造の、したが

ってまた主権——および従属関係の政治的形態の、要するにそ
のときどきの独自の国家形態の、いちばん奥の秘密、かくさ
れた基礎、を見たすところのものである」（上掲書四四七～
四四八頁）[K. Marx, Das Kapital, Bd. III, S. 842, 長谷部訳
青木書店第五分冊一一一五頁]。

ここでのマルクスの思想は明白なものであって、それは政
治的形態としての国家主権のいちばん奥深い基礎をその社会
の生産諸関係の分析にもとめねばならないということである。

しかしながら、マルクスのこの命題を「中央集権的国家の
属性の一つとしての土地国有の原則」に置きかえるわけには
いかない。

この誤った規定は、土地国有制は朝鮮におけるアジア的封
建制度の基礎である、ということとも異なるものである。

要は、土地国有制が封建制度の基礎になっているか、そう
でなければ「中央集権的国家の属性の一つが土地国有の原則
なのか」、という問題に帰着する。

中央集権的国家が、土地所有をその属性の一つとしてもつ
ているとは考えられない。

わが国の封建君主と東洋的専制主義とはたがいに異なった性

質をもっているものであり、高麗や李朝の封建国家は、東洋の専制主義政権と異った内容をもっているのである。朝鮮の封建的王権は、もちろん総体的奴隸制を基礎とするものではないし、それは王を含めた地主・ヤンバン(良班)・官僚などによって構成される地主階級の独裁を実現するものであり、共同体的閉鎖性を地盤とするものではなく、発展した土地にたいする私的所有を基礎とするものである。

朝鮮の封建時代の土地所有制度、およびそれを基礎とする生産諸関係の発展の歴史を正しく把握するためには、アジアの特殊性についての一さゝの誤った先入観から脱け出すことが必要である。

三

ヨーロッパの「東方学者」が東洋社会の落後性を論証するために「東洋社会発展の特殊的法則」を発見するのに熱中したとすれば、日帝の御用学者は朝鮮の封建社会の後進性を立証するのに多くの努力をそそいできた、といえる。ヨーロッパの「東方学者」や日帝の社会学者たちは、西ヨーロッパや日本の封建主義に比して、中国・朝鮮の封建主義は「未熟」

であり、「落後的」なものであって、封建的土地所有にまで到達しえなかつたと主張する。

実際において、もし朝鮮(または中国)では封建的土地所有にまで到達しえなかつたか、あるいはそれが「十分に開花・成熟されなかつた」とすれば、朝鮮の封建主義は「未熟なもの」と主張する根拠になりえたであろう。

マルクスは「アジア的土地所有形態」の、それ以後の発展について「奴隸制と農奴制とは、種族団体にもとづく所有が一段と発展したものにはすぎない」と言っている(『諸形態』) [K. Marx. Grundrisse... S. 392, 手島訳『…諸形態』四〇頁]。だから封建的土地所有にまでまだ到達できなかったということは、これよりもおくれた「アジア的形態」が支配していたことになる。

しかし、朝鮮でこのような「アジア的生産様式」が支配していたとは到底考えられないし、朝鮮の封建主義の全時代を通じて、土地にたいする「国有制原則」ではなく地主的私的所有が支配していたのである。朝鮮の封建時代において、土地私有制は封建国有地にたいして規定的役割を演じたのであって、封建国有地は実質的に一種の土地私有制の形式をなし

ている。朝鮮の封建時代に封建制度の基礎をなす土地所有制度は土地私有制であった。

もとより「国有」と「私有」の二つの型は、たがいに排除しあうものであって、「国有制」が支配する場合には土地私有権は存続できないのであり、単に個人または公共的占有権があるだけである。土地私有制が支配していた朝鮮では国家が握っている土地もやっぱり私有地の性格をおびざるをえないし、国家も地主の性格をもたざるをえないのである。これはあたかも資本主義のもとで国家資本と私的資本とがあるのと同じであって、資本主義のもとで国家が資本を握っている場合には国家もまた資本家の人格を代行するのにすぎない。

朝鮮では封建時代に国家は一定の土地を所有していた（王室と王族が所有していた司宮庄田の私有的性格については論議する必要がないので除外におく）、が、しかし量的比重が少なかったばかりでなく、土地所有権の形態、地代収奪の形式、経済的関係などの諸点で、つねに私有制の特徴を反映している。つまり封建国家は自己所有の土地で直接的生産者から賭租（小作料）を受けとっていたのである。

周知のように、土地私有制のもとでは地代と租税とは分離

されるものであって、地代は土地所有の経済的表現であり、租税は公民が国家におさめる貢納である。租税は公的権力を維持するための貢納であるから、租税徴収権というのは上部構造としての国家と納税者である公民とのあいだの関係であるのたいして、地代は土地所有者と土地利用者間に結ばれる生産諸関係をあらわすものである。たがいに全く異なる性質をもつ両者を混同してはならず、この両者を区別しないかぎり大きな混乱におちいる。

そこで、日帝が朝鮮に侵入した初期に、彼らは朝鮮人民からの土地の略奪を正当化するために「公田制」の支配を主張する一方、その主張に相反して、地代と租税とを厳格に区別する立場を堅持したことは特徴的な史実と言える。日帝は各種のいつわり、口実のもとに私有地（民有地）を国有地に編入させて収奪しながら、いわゆる「国有地紛争」を解決する重要な基準として地代を納めたかまたは租税を納めたかに依拠し、それが租税を納付してきた場合は私有地（民有地）、小作料を負担した場合は国有地としてそれぞれ認めた。そのさい、租税と小作料とはその額のさがりが著しいので、その額を比較する方法を採用している。

こうした「紛争」でくやくしくも土地を奪われた私有権者は、数百年來その土地の分として国家に租税を納付してきたことを主張して訴訟をおこし、しかも数世紀にわたり売買・相続・抵当などによってつたわったものであり、確かな私有地として認められてきたことを主張した。

これに対して日帝は、それが「国有地」であったことを「証明」するために、その土地から小作料を徴収してきたと主張したのだが、このような「紛争」は、とくに私有的性格がもつとも顕著な司宮庄土を中心に多く行われた。

もともと司宮庄土は王室とその一族の私有地であるが、日帝はこの土地も全部いわゆる「国有地」（つまり李朝封建国家の名儀で所有していた土地）と同じ規定をしたうえ、その土地から賭租（小作料）をとっていたことを根拠にして、それが司宮庄土にちがいないと強弁しつつ、強制的に司宮庄土に編入されていた土地（混合入地）を全部収奪したのである。

わが国の封建時代に国家名儀になっている国有地や、または王室およびその一族の所有物になっている土地は、私的地主の土地のように小作農民によって耕作され（あるいは奴婢を使って直営する場合もあるが、その直接的生産者から地

代（小作料）を徴収してきたし、私的所有地（地主の所有地や農民の自営地）からは地租をとっていた、ということもろもろの史実を通じて疑いもなく理解することができるであろう。しかし、国内の一部の学者は、これまで朝鮮の封建時代の土地制度について論議するさい、地代と租税とを区別する初步的問題において混乱していた。

同時代の土地所有関係の本質を理解するにあたって、地代と租税との相互関係を正確に理解することは重要な意義をもっている。一般的に言えば、土地国有制のもとでは地代と租税とは一致するから、この場合は租税と区別する地代について論ずる余地はないのであって、土地私有制の条件のもとではじめて地代と租税との分離が問題になる。

にもかかわらず朝鮮の封建時代の「土地国有制原則」を主張する論者たちは、地代と租税の本質、および両者の相互関係についてあいまいな表象しかもっていない。

ある論者は「封建国家の最高主権者である国王は徴税権を通じて全国の土地にたいして支配権を掌握していたので、こゝうした意味で土地国有の原則が貫徹してきた」と主張するかと思えば、べつの論者は、「封建国家が良民に租税を

賦課することができたことは、封建国家もその土地所有において自己の分け前をもっているから」であると言っている。

前者の見解は、国王が全国の土地から租税（田税、つまり地税）を徴収できたから「土地国有制が貫徹」したということであるが、これは甚しい混乱である。だいたい租税徴収権と土地所有権とは、上でみたように結びつけない別個のものであり、すべての類型の搾取国家は歴史発展の相異なる時代に、土地の国家的所有なしに土地から租税を徴収する権限を行使してきたのである。

後者の見解も前者のそれと一脈相通する側面をもっている。すなわち、それは、封建国家が農民に田税を賦課できたという見地から、土地所有のうち国有の分け前をもっているとみなしているの、これも土地所有と租税徴収権とを結びつけるものである。

このような見解は、すべての上部構造としての国家権力の収奪行為と、私的土地所有者の搾取行為とを混同するものにはすぎない。

（原註） 朝鮮の封建時代の土地所有制度研究に「国有制原則」を適用した場合、『経国大典』の土地関係条項を解

釈するうえで如何なる不合理が生ずるか、については『歴史科学』（一九六三年第四号）所載の拙稿を参照されたい。本稿は前稿の続編である。